

17世紀イングランド憲政史とその意義

—憲法学研究への示唆—

木 塚 正 也

はじめに

イングランドの17世紀は、ほぼ、スチュアート朝の時代と重なる。この時代とできごとの呼称は様々である。王政が一度途絶えて、再び王政に戻ったことで、「内乱」と呼ぶことができ、国内を二分する戦いが行われたことから「内戦」と呼ぶことができ、王政から共和政に移行したことで「革命」と呼ぶことができる。また、「革命」の主導勢力にカトリックと国教会に対する批判者が多かったことから、「ピューリタン革命」と呼ぶことができ、革命の中心がイングランドであったことから「イングランド革命」と呼ぶことができ、スコットランド、アイルランドまで含めた視野から「イギリス革命」または「ブリテン革命」と呼ぶことができる。ピューリタン革命と名誉革命を合わせて「イングランド革命」と呼ぶ例もある。さらに、イングランド、スコットランド、アイルランドの相関の中で各王国の動向に注目し、「三王国戦争」と呼ぶこともできる。そこに、大陸諸国の動向と、新大陸を中心とする海外植民地の情勢、貿易圏と貿易状況、海上覇権をめぐる争いを関連付けるところまで研究視野は広がっている¹⁾。

本稿は、大きな文脈まで配慮する近年の研究動向を視野に入れつつ、17世紀イングランドの憲政史に焦点を定め、王権、議会、憲法に関わるできごとと文書の流れを、諸勢力の動向を鳥瞰的に観察し、一連の過程として描き出し、17世紀イ

ングランドでどのような憲政・憲法上の変容が見られたかをたどる中で、憲法学の根本論点にかかわる考察を試みるものである。

憲法学において、イギリスは成文憲法を持たない議会主権の国として、名誉革命体制の神話が前提とされることがあるが、本稿では、その議会自体が、この時期を通じて、画期的な変容を遂げたことを示したい。また、統治・行政の議会法による統制が、王権や軍政に翻弄されながら、紆余曲折を経て、結果的に確立されたものであることを示そうとしている。

また、17世紀イングランドに出現した国民合意 (Agreement of the People) は、憲法学者によって、成文憲法案として研究されている²⁾が、実際に実定化されるに至ったものは統治章典 (Instrument of Government) であった。本稿では、新たな視点として、近代最初の成文憲法案と実際に定められた成文憲法との落差に着目し、成文憲法の制定が必要とされる理由に関する考察の手がかりとしたい。

全体を通じて、この時期の事象の展開を振幅と収束の過程ととらえ、近世イングランドが大英帝国へと変貌を遂げていく憲政・国制上の収束の道筋を示すとともに、収束には結びつかなかった振幅の中に認められる意義を示し、立憲主義を基盤とする現代憲法学に対する示唆を読み取ることが、本稿の目的である。

そのため、まず、第1章から第4章において、この時期を通じての憲政史とその背景をなす事象を、一連の流れとして整理し叙述する。続いて、その意義づけについて考察を加える。このような方法によって、歴史における様々な要因の変化とつながりを描き出し、ひとつひとつのできごとの点による評価ではなく、線による評価を試み、さらに、複数の線が交錯する中で紡ぎだされる歴史に学ぶことで、憲法の運用解釈論の参考とすることを期するものである³⁾。

第1章 スチュアート朝前期

第1節 ジェイムズ1世の統治と議会 王権神授説の主張と実践

1603年3月24日、エリザベス1世が死去、4月10日にスコットランド王ジェイムズ6世がイングランド王即位を宣言、6月23日には、スペインとの和平を宣言し、7月11日、イングランド王ジェイムズ1世としてイングランドの王位を継承する。ジェイムズ1世の母は、カトリック勢力がイングランド女王に擁立しよう

と試み、スコットランド女王でありながらイングランドの王位継承権を主張したメアリ・スチュアートである。エリザベスによる長年の幽閉の末に処刑されたメアリの子が、母が求め続けたイングランドの王位を得るのである⁴⁾。

ジェイムズ1世は、1603年に、「自由王制という真の法 (The Trew Law of Free Monarchies)」という論著を発表し、法や議会に優越する国王の絶対権を主張する⁵⁾。いわゆる王権神授説である。また、1604年1月14日から18日に開かれた Hampton・コート会議で、国教会制度の堅持を宣し、カトリックからもピューリタンからも反発を受ける。

これに対し、庶民院は、1604年3月19日から開かれた治世最初の議会 (First Parliament) において、庶民院の特権は国王の恩恵によるものではなく古来の権利であると主張し、宗教に関する事項への議会の協賛の必要性を唱える。

1605年11月5日には、カトリック勢力がジェイムズ1世を議会で開会式の際に爆殺しようと企てたとされるガンパウダー・プロットが発覚する。首謀者ガイ・フォークスは、翌年処刑され、カトリックへの恐怖と反感が広まる。

ジェイムズ1世は、増大する宮廷支出を、大権に基づく課税で賄い、財務裁判所もこれを支持する (Bates' Case 1606)。以後、大権課税として、特別関税が濫発される。外交面では、オランダ、スペイン、フランスとの停戦を進める。1611年2月9日に、最初の議会は解散される。

1611年には、キング・ジェイムズ・バイブル (欽定英語訳聖書) も出版され、以後、英語圏で広く使われることになる。聖書の公式な英訳が出版されることで、英語の読み (書き) ができる信者は、直接の信仰のてがかりを得る。拠り所ができたことで、むしろ信仰は多様化する。また、イングランド・ルネッサンス期の英語による文学作品とともに、識字率向上の一因となる。さらに、印刷術の普及に伴い、学問的言語であったラテン語による著書だけでなく、自らの信じ、考えるところを英語によるパンフレットとして出版することも都市部で一般化し、英語で書かれた多くの政治的パンフレットが流通することとなる。ノルマン・コンクエスト以来のロー・フレンチに対しても、法令文書の英文化の傾向が強まっていく。このように言語の面でのナショナルティー、共有性が生まれることは、国としての統一性成立の重要な基盤となったと考えられる。

1614年の4月5日から6月7日に開かれた第二議会は、無為議会 (Addled

Parliament) と呼ばれる。財政論争の結果、一法案も成立させることなく、2ヵ月で解散されたためである。この後、7年間、議会は召集されない。

1616年には、コモン・ローを拠り所として王権の制限を唱えていた王座裁判所首席裁判官サー・エドワード・クックが罷免される。1618年には、国王大権を擁護するフランシス・ベーコン (Francis Bacon) が、大法官 (Lord Chancellor) となり、男爵に叙される。クックは、1621年1月30日に召集された第三議会 (Business Parliament) に庶民院議員として選出される。この議会は、弾劾権を復活させ、国王側近を弾劾していく。子爵となっていた大法官ベイコン (Sir Francis Bacon)、大蔵長官ミドルセクス伯 (Earl of Middlesex) も汚職により弾劾され、官職を剥奪される。この弾劾権は、議会の大きな武器となる。また、議会は、国政上重要な事柄について議会における議員による自由な協議と討論を求め、議会の自由および特権をイングランド人の生得権として1621年12月18日の庶民院日誌に記録する。ジェームズ1世は、これを破棄し、議会を解散する。また、庶民院の記録に議会の自由および特権の主張が残らないよう、日記検閲委員会を設ける。翌1622年1月6日、ジェームズ1世は、第三議会を解散する。

議会は、国王大権への制限の試みを続け、1624年2月19日から3月24日に開かれた第四議会 (Fourth Parliament) は、国王大権による独占権付与を大幅に制限する法案を可決する。また、7月20日に、皇太子チャールズのヘンリエッタ・マリア (Henrietta Maria) との結婚条約がイングランドとフランスとの間に結ばれる。

第2節 チャールズ1世の統治と議会 親政から内戦へ

1625年3月27日、ジェームズ1世死去に伴い、チャールズ1世が、イングランド、スコットランドおよびアイルランドの国王として即位する。同年6月13日、チャールズ1世は、フランス王女でカトリックのアンリエッタ・マリアと結婚する。6月18日から8月12日に開かれた議会 (第一議会: First Parliament) は、チャールズ1世に対し、慣例的な終身の権利としてではなく、1年分のトン・ポンド税の課税権のみを認めるという形で、王権への制約を試みる。同年10月、チャールズ1世は、財源確保のため、スコットランドに対して「撤回法 (Act of Revocation)」を出す。

1626年2月6日、チャールズ1世治世下2回目の議会が開かれる（第二議会：Second Parliament）。議会は、チャールズ1世の企図した財政関係の審議ではなく、寵臣であるバッキンガム公の弾劾を進めようとしたため、チャールズ1世は、同年6月15日に、議会を解散する。同年10月、チャールズ1世は、スペインに対する戦争のためとして、強制公債を課す形で、議会を経ずに財源を確保しようと試みる。1627年11月には、強制公債を拒絶した五人の騎士が投獄される。

1628年3月17日、チャールズ1世治世下3回目の議会が開かれる（第三議会：Third Parliament）。議会は、議会の同意を得ずに課税・投獄することを禁ずる「権利の請願（Petition of Right）」を成立させ、チャールズ1世は、これに署名する⁶⁾。

1629年3月2日、庶民院議長サー・ジョン・フィンチ（Sir John Finch）が、チャールズ1世の命により、議会の延会を試みるが、議会は、延会を認めず、議長を議長席に押しとどめて、議会の同意を得ない課税を非難し宗教的慣行に変更を加えることに反対する決議を通過させる。同月10日、チャールズ1世は、議会を解散し、親政（Personal Rule）を開始する。親政は11年間に及ぶことになる。

1637年、チャールズ1世が課し、拡大した船舶税（Ship Money）の支払いを拒否したジョン・ハムデン（John Hampden）が有罪判決を受ける。6月、ウィリアム・プリン（William Prynne）らが耳をそぐ刑を科される。同年9月には、チャールズ1世が、イングランド国教会の礼拝方式（祈祷書）をスコットランドに課すことを試みたことに対し、ジェニー・ゲディス（Jenny Geddes）が、反乱を起こす。

1638年2月末、スコットランドでは、「国民盟約（National Covenant）」（スコットランド長老派）が成立する。また、スコットランド議会は、祈祷書を廃止する。加えて、1639年、スコットランドの教会総会が監督制廃止を決議する。盟約派と王党派の対立は激化し、チャールズ1世はスコットランドに軍勢を派遣する。しかし、戦闘には至らず、交渉により、同年6月18日、ベリック条約（Treaty of Berwick）が結ばれ、ひとまず収束を見る。これは、主教戦争（The Bishops' War）と呼ばれる。

1640年4月13日に、チャールズ1世は、議会を召集し、スコットランド対策費の調達を試みる。議会は費用調達に同意するが、11年間に及ぶ親政・圧政への不満に対する国王の応答を求めるという条件をつける。チャールズ1世はこれを拒

絶し、同年5月5日、議会を解散する。三週間余で解散されたこの議会は、短期議会（Short Parliament）と呼ばれる。

同年7月、チャールズ1世は、スコットランドの盟約派に対する攻撃を試みる。スコットランド軍は、8月28日のニューバーンの戦い（Battle of Newburn）でイングランド軍を圧倒し、ニューキャッスルまで進軍する。10月26日にリボン条約（Treaty of Ripon）が結ばれ、チャールズ1世は、ニューキャッスルを失い、賠償金の支払いを科される。これが、第二次主教戦争（Second Bishops' War）と呼ばれる。賠償金支払いのため、チャールズ1世は議会を開くことを余儀なくされ、11月3日に召集されたこの議会は、1660年まで、形は変えながらも持続する。この議会は、長期議会（Long Parliament）と呼ばれる。この議会では、ストラップフォード伯（1st Earl of Strafford）およびカンタベリー大主教ウィリアム・ロード（Archbishop William Laud）が弾劾される。チャールズ1世の側近であった二人は、ともに処刑されることとなる。1641年2月には、3年以上議会を開かないことを認めない「三年議会法（Triennial Act）を成立させる。同年5月には、現議会在、議会自身の同意なくして解散されないことを議決する。これにより、議会在国王に解散されることなく持続、長期議会（Long Parliament）と呼ばれることになる。同年7月5日、議会により、国王大権に基づいていた星室庁（Star Chamber）と高等宗務裁判所（High Commission）は廃止される。また、船舶税他、議会の同意のない課税は違法とされる。

1641年10月23日にアイルランドのアルスター（Ulster）で反乱が起こる。この反乱は、カトリックによるプロテスタントの虐殺を伴い、反乱軍は、12月に、ドロエダ（Drogheda）近郊のジュリアンズタウン・ブリッジ（Julianstown Bridge）の戦いで、国王軍を破る。

イングランドでは、12月1日に、議会在チャールズ1世に対して、王の失政を指摘し、改革を求める「大抗議書（Grand Remonstrance）」を出し、僅差で庶民院を通過する。

これに対し、1642年1月4日、チャールズ1世は、軍勢を伴って庶民院に乗り込み、大逆罪で5名の議員の逮捕を試みる。5名の議員は、事前の情報により逃れており、国王が兵を連れて庶民院に乗り込んだという知らせは、ロンドンに不穏な空気を生む。議会在ロンドン市に保護を求め、ロンドン民兵の護衛を得て議

事を続ける。チャールズ1世は、同月10日、ロンドンから脱出して、イングランド北部のヨーク（York）に本拠を設ける。

議会は、同年3月に、国王の裁可を経ない条令（Ordinance）の形で「民兵条令（Militia Bill）」を定め、ロンドンの火器と民兵組織を傘下に収めて、議会軍を構築する。これに対し、チャールズ1世は、他地域での民兵の指揮監督者を個々に任命し、国王軍の構築を進める。同年6月1日、議会は、チャールズ1世に対して、政治・軍事・宗教にかかわるすべての権限を議会のものと認めるよう要求する「19か条提案（Nineteen Propositions）」を行う。6月21日にチャールズ1世は、提案を受諾せず、提案に対する回答を公表する。そこでは、イングランド古来の法と混合政体論を根拠に、国王と貴族の存在意義が唱えられる。

同年8月22日に、国王派がノッティンガム（Nottingham）で挙兵し、貴族も庶民院議員も、議会派と国王派に分かれての内戦が始まる。これは、第一次内戦（First Civil War）と呼ばれる。地域的には、北西部は国王派、南東部は議会派と分かれる。同年10月23日、最初の主要な戦いであるエッジヒルの戦い（Battle of Edgehill）は、国王軍の優勢に終始する。

1643年8月にオリヴァー・クロムウェルが指揮する東部連合（Eastern Association）軍が成立、9月25日には、スコットランドの盟約派が、長老教会制度のイングランドへの受容を条件に、イングランドの議会派と「厳粛な同盟と盟約（Solemn League and Covenant）」を結び、議会派の支援のため、イングランドに進軍する。

一方、アイルランドでは、カトリック連合（Catholic Confederation）がキルケニー（Kilkenny）を拠点に結成され、1642年3月1日に最初の会合が開かれていたが、1643年には、イギリスの国王派との間で、休戦合意を宣言する。さらに、1644年3月には、国王軍との同盟交渉を開始する。

1644年7月2日、マーストン・ムーアの戦い（Battle of Marston Moor）において、国王軍は、議会軍とスコットランド軍に対する初めての大打北を喫する。一方、スコットランドでは、盟約派から転向し、アイルランドのカトリック同盟と結んだ国王派のモントローズ（James Graham Montrose）により、内戦が開始される。

1645年2月、ニュー・モデル軍（New Model Army）条例により、イングラン

ド議会軍の組織改革が行われる。スコットランド軍は、国王軍との戦いを有利に進めていく。同年4月3日には、議員による議会軍の指揮を禁じ、有能な指揮官に委ねる「辞退条令 (Self - Denying Ordinance)」が成立、同年6月14日のネイズビーの戦い (Battle of Naseby) で、議会軍 (ニュー・モデル軍) が国王軍に決定的な勝利を収める。

一方、スコットランドでは、モントローズが、1645年8月15日に、キルシスの戦い (Battle of Kilsyth) で勝利を収め、国王派が実権を握る。しかし、同年9月13日には、フィリップホフの戦い (Battle of Philiphaugh) で、イングランドから帰還した盟約派軍に打ち破られる。

1646年3月にアイルランドのカトリック同盟と和平を成立させたチャールズ1世は、同年5月5日に、スコットランドの盟約派に投降する。同年6月、議会軍は、国王軍の最後の拠点であったオックスフォードを陥落させる。続く7月14日に、長老派 (Presbyterians) が優位を占める議会は、議会による軍の統制と長老教会制度のイングランドへの受容を求める「ニューキャッスル提案 (Newcastle Propositions)」を出す。チャールズ1世は、これを拒絶する。長老教会制度の受容を期待していたスコットランドは、これを遺憾として、1647年1月、国王の身柄を引き渡す。これが第一次内戦の終了とされる。

軍は、長老派主導の交渉に対抗し、1647年8月に、信仰の自由、議会改革、選挙制度改革等を内容とする「提案要綱 (Heads of Proposals)」を発表する。これは、イングランド史上で初の成文憲法案と言える。同年10月には、「軍の真の主張 (Case of the Army Truly Stated)」において、国民主権と、選挙権に関する財産資格要件の廃止、庶民院の最高機関性を訴える。これは、国王と貴族院に一切言及しない点で、共和国構想と言える。1647年10月末、軍の設けた議論の場で、平等派 (Levellers) と呼ばれる一派が、「国民合意 (Agreement of the People)」と題する文書を提出する⁷⁾。パトニー討論 (Putney Debate) と呼ばれるこの議論の場で、国民合意の内容について議論がなされるが、軍の指導部は、選挙権の拡大、広範な権利・自由、国民による署名方式での制定、等に懸念を抱く⁸⁾。

議会内では、教会制度をめぐる、長老派 (Presbyterians) と独立教会派 (Independents) の対立が明確になる。議会で優勢であり、国王との妥協を求める長老派は、軍に浸透する独立派と軍隊の解散と未払い給料をめぐる対立する。

さらに改革的な主張をする平等派もあらわれた状況の中に議会派の分裂を見たチャールズ1世は、1647年11月11日にワイト島 (Isle of Wight) に脱出し、12月26日、スコットランドとの間に、長老教会制度の受容を認めるかわりに支援を取りつける密約を結ぶ。これは和解契約 (Engagement) と呼ばれる。これに対し、議会は、1648年1月、国王との交渉を打ち切る決議 (Vote of No Addresses) を行う。

一方、アイルランドでは、1646年6月5日、ベンバークの戦い (Battle of Benburb) で、スコットランド盟約派軍を破っていたアイルランド同盟軍が、1647年8月のダンガンズ・ヒルの戦い (Battle of Dungans Hill) と同年11月のクノックナノースの戦い (Battle of Knocknanauss) で、イングランドの議会軍に敗れる。

1648年3月に、国王派が蜂起する。これが第二次内戦の始まりとされる。スコットランドの盟約派 (Engagers) は、和解契約に基づき、チャールズ1世の復権を求めてイングランドに侵攻するが、同年8月17～19日のプレストンの戦い (Battle of Preston) で、独立派軍に敗れ、チャールズ1世の命運は尽きる。これが第二次内戦の終了とされる。同年12月、軍評議会 (Army Council) の命令を受けたプライド大佐 (Colonel Thomas Pride) が、議会から100名余の長老派議員を閉め出し、一部を逮捕、一部は自主退去する。これは、プライド・パージ (Pride's Purge) と呼ばれる。残った議員は約60名、主に独立派である。この追放により、議会は、「ランプ (残部) 議会 (Rump Parliament)」に呼び名が変わることとなる。残部議会には、国王を裁く特別法廷が設けられ、チャールズ1世に対し、反逆罪による死刑が決定される。チャールズ1世は、特別法廷の権威を否定し、裁判の不当性と国王の権限の不可侵を主張する。残部議会には、1649年1月20日に、平等派の主張を抑えた国民合意の改訂版が、軍会議から提出される。

第2章 空位期

第1節 共和政期 戦うオリヴァー・クロムウェルと議会の変転

1649年1月30日、チャールズ1世は、父王ジェームズ1世の神格化された天井画のある王宮のバンケティングハウス前に設けられた処刑台で、公開の中、斬首

される。2月には、チャールズ1世の子が、チャールズ2世として、スコットランドで即位を宣言する。残部議会は、3月17日に王制、続いて3月19日に貴族院を廃止し、國務院（Council of State）を設ける。国民合意は棚上げにされる。

1649年5月19日、残部議会は、イングランドを「共和国（Commonwealth）」とする宣言を出す。以後、1660年の「王政復古（Restoration）」までの期間は「空位期（Interregnum）」と呼ばれる⁹⁾。イングランドの「解放」を果たしたオリヴァー・クロムウェルは、アイルランドとスコットランドに目を向ける。同年8月15日に、クロムウェル指揮下にニュー・モデル軍がアイルランドに上陸、9月11日には、ドロヘダ（Drogheda）を制圧、10月11日には、ウェクスフォード（Wexford）を制圧する。翌1650年5月に、クロムウェルは、娘婿のヘンリー・アイアトンにアイルランド平定を委ね、イングランドに戻る。

続いて、クロムウェルはスコットランドに侵攻する。この第三次内戦（Third Civil War）において、イングランド軍は、1650年9月3日のダンバーの戦い（Battle of Dunbar）で勝利を収める。同年、モンローズが蜂起を試みるが、盟約派に敗れ、逮捕され、処刑される。イングランド軍は、翌1651年9月3日のウスターの戦い（Battle of Worcester）に勝利して、スコットランドを制圧する。これが、第三次内戦の終わりとされる。後のチャールズ2世は、カトリックの援助を得て、逃避行の末、10月16日、フランスに亡命する。国王派の断続的蜂起は、1654年まで続く。

1651年10月9日に航海条例（Navigation Act）が成立、1652年5月、ほぼアイルランドを平定したイングランドは、第一次英蘭戦争（First Dutch War）に突入する。1653年4月20日、クロムウェルにより、残部議会在解散される。これより、クロムウェルと軍が政治を主導指揮することとなる。同年7月6日に、軍司令官クロムウェルは、選挙ではなく、指名された議員から成る議会在召集する。これは指名議会在（Nominated Parliament）、またはベアボーンズ議会在（Barebone's Parliament）と呼ばれる。イングランド、スコットランド、アイルランドの代表が会する最初の議会在である。この議会在は、法制改革を進め、法の体系化、エクイティ裁判所の廃止、10分の1税の廃止、出生・婚姻・死亡登録の法制化が企図される。また、イングランド共和国政府は、平定（征服）したアイルランドの土地の分配を開始する。

第2節 プロテクター制期 様々な国制の実験と動揺

1653年12月、分裂により行き詰まった議会は、解散を決する。クロムウェルは、軍将校会議によって制定された「統治章典 (Instrument of Government)」に基づき、新たに設けられたロード・プロテクターの地位への就任を承諾する。同月16日の統治章典の発表とプロテクター制の開始により、イングランド共和国におけるプロテクター制 (護国卿制) 期 (Protectorate) が始まる。この1653年12月から1659年5月の間は、現在に至るまでの間で成文憲法典が実際に施行されたイギリス史王唯一の期間となる。統治章典は、ロード・プロテクターと國務院によって、議회를統制しようとするものである。平等派の国民合意に見られたような定立手続 (国民の署名による成立を図るという憲法制定手続) も議会中心の政治の構想も、統治章典には見られない点で、憲政史上の位置づけは成文という特徴以上のものはなく、近代立憲主義的憲法としての意義づけがなされることもない。

1654年4月5日、ウェストミンスター条約 (Treaty of Westminster) の締結により、プロテクター政府はオランダと講和、第一次英蘭戦争が終結する。同月12日、イングランドとスコットランドは連合 (Union) を結ぶ。

1654年9月3日には、プロテクター制下の最初の議会在が招集される。これは第一議会 (First Parliament) と呼ばれる。この議会は、統治章典の逐条審議を要求し、議会権限の拡大、寛容の縮小、軍の削減を求める。クロムウェルは、1655年1月、第一議会を解散する。同年3月に国王派が反乱を起こす。鎮圧の後、プロテクター政府は軍政監 (Major-General) を設置し、反政府勢力の取り締まりを図る。

1655年10月26日、公式に英西間の戦い (Spanish War) が始まる (スペインの宣戦布告は翌年2月)。1656年9月17日、スペインとの戦争遂行のために、クロムウェルは議会を召集する。同月22日には、反対派議員を追放する。これは、第二議会 (Second Parliament) と呼ばれる。1657年3月31日、議会は、クロムウェルに王位就任を求める「謙虚な請願と勧告 (Humble Petition and Advice)」を提出する。これは、統治章典の修正案と言える。クロムウェルは、同年4月3日に一度は拒絶するが、5月25日、王位就任以外の部分を受諾し、ロード・プロテクターの指名に基づく第二院を設置、議会の自由と特権の尊重を認める。この第二院を庶民院が非難したため、クロムウェルは、1658年2月4日に、1月20日から

新会期に入っていた第二議会を解散する。

1658年9月3日、オリヴァー・クロムウェルの病死に伴い、子のリチャード・クロムウェル (Richard Cromwell) がロード・プロテクターに就任する。翌1659年1月27日、議会が召集される。これは、第三議会と呼ばれる。第三議会は、同年4月23日に、軍によって解散され、かわって、解散されていた残部議会が5月初めに再召集される (Restored Rump Parliament)。同年5月、軍の掌握に失敗したりチャード・クロムウェルは、ロード・プロテクターを辞する。これにより、ロード・プロテクター制が終了する。残部議会も同年10月13日に軍との衝突により追放され、10人委員会 (Committee of Ten) が創設される。ランプ議会は、12月26日に再び集結する。

第3章 スチュアート朝中期

第1節 王政復古 チャールズ2世と議会との確執

軍の独裁に関しては批判も多く、軍内部の意見が対立する中、1660年1月1日、スコットランド軍司令官ジョージ・モンク (George Monck) が、議会擁護の立場から、軍を率いてイングランドに入り、2月3日にはロンドン入りする。残部議会は、交渉を通じてプライド・パージで追放された長老派議員の復帰を認め、2月21日、長期議会が復活することとなる。この議会において、同年3月15日に新議会選挙法が成立、3月16日に議会が解散される。旧選挙制度によって選出された議会在、貴族院の復活を伴って、4月25日に開かれる。この議会在、旧制度で必要な国王の召集を欠くため、「暫定議会在 (Convention Parliament)」と呼ばれる。暫定議会在は、オランダに亡命中のチャールズ2世が4月24日に出した「ブレダ宣言 (Declaration of Breda)」を受けて、「王国古来の基本法により、国王、貴族院、庶民院が政府を構成する」と決議する。5月25日、チャールズ2世がドーヴァーに上陸、同月29日ロンドン入りする。ここから王政復古 (Restoration) 期が始まる。領域は、イングランド、スコットランド、アイルランド、海外植民地に及ぶ。チャールズ2世は、1662年5月21日、ポルトガルのブラガンサ朝開祖の娘であるキャサリン (Catharine of Braganza)、と結婚する。これにより、アフリカのタンジール (Tangier) とインドのムンバイ (Bombay) というアジア航

路の拠点と、ポルトガル植民地との自由貿易権を獲得する。

1661年5月8日に開かれた議会は、騎士議会（Cavalier Parliament）と呼ばれる。礼拝統一法（Act of Uniformity）を始めとする一連の法（クラレンドン法：Clarendon Codeと呼ばれる）によって、非国教徒は追放される。1662年には出版許可法（Licensing Act）が出される。これにより検閲が行われ、反国教会的な出版が制限される。また、王立協会（Royal Society of London）に勅許が交付される。1664年には三年議会法（Second Triennial Act）が再制定される。この法は、国王への遵守要求を欠いており、チャールズ2世は1681年に議会を解散した後、1685年に没するまで議会を召集しないという事態に至る。

1665年3月4日、チャールズ2世はオランダに宣戦し、戦争が再発する。これは、第二次英蘭戦争（Second Dutch War）と呼ばれる。同年6月から9月にかけて、ロンドンでペストが大流行する。ペストが終息に向かう1666年9月2日から6日には、ロンドンで大火（Great Fire of London）が起こる。1667年6月には、オランダ艦隊の襲撃がメドウェイ（Medway）まで及ぶ。同年7月21日、ブレダ条約（Treaty of Breda）により、第二次英蘭戦争は終結する。

1670年5月22日、チャールズ2世は、フランスのルイ14世と密約を結ぶ。これはドーヴァーの密約（Treaty of Dover）と呼ばれる。1672年3月には、信仰自由宣言（Declaration of Indulgence）が出される。同月17日、オランダとの戦争が再発する。これは第三次英蘭戦争（Third Dutch War）と呼ばれる。1673年には、審査法（Test Act）が成立し、非国教徒が公職から再度排除される。一方で、国王の弟であるジェイムズ（James）は、同年9月30日、カトリックのメアリ・ベアトリス（Mary of Modena）と再婚する。

1674年2月19日、オランダとの講和がウェストミンスター条約（Treaty of Westminster）によって成立する。これによって、第三次英蘭戦争は終結する。オランダは、フランスとの戦争は継続する。1677年、国王の弟ジェイムズの娘であるメアリは、オランダのオレンジ公ウィリアムと結婚する。

1678年、カトリック陰謀の風説により、カトリック弾圧の動きが強まる。1679年1月24日、騎士議会は解散される。同年3月6日に開かれた議会（Habeas Corpus Parliament or Third Parliament）は、人身保護法（Habeas Corpus Act）およびカトリックの王位継承を禁じる排除法案（第一次排除法案：First Exclusion

Bill) を提出するが、チャールズ2世は、法案の庶民院通過を見て、同年7月12日に議会を解散する。この排除法をめぐって、ホイッグ(Whig)とトーリー(Tory)の両党派が形成されたとされる。

翌1680年10月21日に開かれた議会(Exclusion Bill Parliament or Fourth Parliament)も排除法案(第二次排除法案: Second Exclusion Bill)を提出するが、1681年1月18日、チャールズ2世は、再び議会を解散する。続く同年3月21日から28日の間、国王派の拠点であるオックスフォードに召集した議会(Oxford Parliament)も、4月に排除法案(第三次排除法案: Third Exclusion Bill)を提出するに及び、一週間後には議会を解散、以後四年間、議会は開かれない。チャールズ2世は、議会内にも強い支持がある実子(非嫡出子)のモンマス公(Duke of Monmouth)ではなく、カトリックである弟のジェイムズを正統な後継者とする王位継承者指定権に固執し、議会による干渉介入を拒む。

1683年4月、ホイッグ急進派によるチャールズ2世とジェイムズの暗殺未遂事件が起こる。これは、ライ・ハウス陰謀事件(Rye House Plot)と呼ばれる。この事件を受けて、関与者が処刑され、モンマス公も亡命する。

第2節 ジェイムズ2世の統治と議会 議会による王位継承者の決定へ

1685年2月6日、チャールズ2世は死去し、国王の弟であるジェイムズが、ジェイムズ2世兼7世(James II and VII)として即位する(以下ジェイムズ2世とする)¹⁰⁾。5月19日には議会が召集される。一方で、各方面の支持を頼りにしたモンマス公が、王位継承を主張して6月に挙兵する。これは、モンマスの乱(Monmouth's Rebellion)と呼ばれる。セッジムアの戦い(Battle of Sedgemoor)により、この乱は鎮圧され、モンマス支持者らに対して、血の巡回裁判(Bloody Assizes)と呼ばれる弾圧が行われる。フランスでも、時を同じくして、ナントの勅令が廃止され、プロテスタントが弾圧される。

1686年、ヘイルズ裁判(Godden v. Hales)により、国王が適用免除権(Dispensing Power)を主張し、審査法の適用を免れさせ、上訴審の王座裁判所(Court of King's Bench)もこの権利を確認する。

1687年4月4日には、全宗派の礼拝の自由や審査法の停止を内容とする信仰自由宣言(Declaration of Indulgence)が出され、翌1688年4月25日にも再発布さ

れる。これに抗議する主教が裁判にかけられるが、陪審により無罪と評決される。これは、七主教裁判事件（Seven Bishops Case）と呼ばれる。

第4章 スチュアート朝後期

第1節 ウィリアム3世、メアリ2世の統治と議会 議会主導の立憲君主制という均衡点

七主教裁判事件の評決が出された1688年6月30日、議会指導者は、チャールズ1世の王女メア리를母とし、ジェイムズ2世の長女メア리를妻とするオランダ統領ウィレム（Willem、またはウィリアム・オブ・オレンジ：William of Orange）を英国王として招請する。これを受けて、同年11月5日、オランダから、軍を伴って、ウィレムがトーベイ（Torbay）に上陸する。12月23日に、ジェイムズ2世は、イングランドを離れてフランスに逃亡する。1689年1月22日から2月6日にかけて開かれた仮議会（Convention Parliament）は、ウィレムの王位継承を、妃であるメアリとの共同即位を条件として承認する。1689年2月23日、国民の権利と自由、ジェイムズ2世の違法行為に基づく退位を内容とする権利宣言（Declaration of Rights）を受諾して、ウィレムとメアリは、共同君主として即位し、ウィリアム3世（William III）、メアリ2世（Mary II）となる。これが、名誉革命（Glorious Revolution）と呼ばれる。同年12月16日に権利宣言を修正した権利章典（Bill of Rights）が制定される。権利章典は、ジェイムズ2世の義務放棄による空位の発生、古来の権利と自由（ancient rights and liberties）の列挙・擁護、王権の大幅な縮減と制約、議会の自由を定め、ウィリアムとメアリの即位の正当性を承認し、カトリックの王位継承権からの排除を定めている。同年、軍を議会の統制下におく軍律法（Mutiny Act）が制定される。以後、議会は、国政の主導的役割を担い、国制の中心的存在となっていくこととなる。イングランドは、フランスに対抗する大同盟（Grand Alliance）に参加し、フランスとの戦争に突入、ウィリアム3世も積極的に転戦する。

1689年、ジェイムズ2世は、王位回復を期して、アイルランドに上陸する。イングランドはフランスに対する大同盟戦争（War of the Grand Alliance）に参戦する。同年、非国教徒に一定の寛容を認める寛容法（Toleration Act）が成立す

る。1690年のボイン川の戦い（Battle of Boyme）でジェイムズ2世は敗れ、フランスに逃れる。1691年には、リメリック条約（Treaty of Limerick）の締結により、アイルランド制圧が完了する。1692年5月のラ・オーグの海戦（Battle of La Hogue）では、フランス艦隊がイングランド・オランダ連合艦隊に大敗し、ジェイムズ2世の復位の可能性はほぼ消滅する。ジェイムズ2世は主体的な復位の動きを弱め、1701年、フランスで死去する。

1692年の国庫債券開始、1694年のイングランド銀行設立など、経済面でも体制整備が進む中、女王メアリ2世が死去する。以後はウィリアム3世の単独統治となる。同年、一議会の継続期間を三年までとする条項を加えた三年議会法（Triennial Act）が成立、1695年には、出版許可法が失効する。1696年にはウィリアム3世の暗殺が企てられるが、未遂に終わる。

大同盟戦争は続いており、陸戦ではフランスが優勢であったが、戦争の長期化への疲弊もあり、1697年、レイスウェイク和約（Peace of Ryswick）が成立する。これにより大同盟戦争は終結する。

1700年4月には、上下両院の対立が発生する。1701年には、王位継承法（Act of Settlement）が制定される。これにより、王位継承が、議会によって制御されることとなる。

第2節 アン女王と議会 最後の拒否権行使 ハノーヴァー朝への移行

1702年に、ウィリアム3世が亡くなり、ジェイムズ2世の次女（メアリ2世の妹）であるアン（Anne）が女王として即位する。アンは敬虔な国教徒であり、デンマーク王子であるジョージ（George of Denmark）と結婚している。イングランドは、同年スペイン継承戦争（War of the Spanish Succession）に参戦する。1704年にはジブラルタルを占領し、同年のブレニムの戦い（Battle of Blenheim）でフランス軍に勝利する。

1707年に、イングランドとスコットランドがグレート・ブリテン王国（United Kingdom of Great Britain）となる。議会は、トーリーとホイッグの政権交代が続く。同年、議会を通過した法にアン女王が裁可を与えず、これが拒否権行使の最後の例とされる。1711年には、非国教徒の公職からの排除を徹底する「便宜的国教徒禁止法（Occasional Conformity Act）」、1714年には、非国教徒の教育活動

を禁止する「分派防止法 (Schism Act)」が定められ、非国教徒は弾圧される。

1714年、アンが没し、ハノーヴァー家 (Hanover) のジョージ1世 (George I) が即位、スチュアート朝からハノーヴァー朝となる。1715年、ジェイムズ2世の子、ジェイムズ・エドワード (James Edward) が王位を要求する。これは15年の乱 (Fifteen Rebellion) と呼ばれる。1716年に七年議会法 (Septennial Act) が成立し、1719年に便宜的国教徒禁止法と分派防止法は廃止され、国教会制度の下での一定の寛容が認められるようになる。議会は、政治の中心的役割を獲得し、王位継承の制御にも成功、宗教的対立は緩和され、経済面でのバブルは発生するものの、近代的財政制度も整い、東西の航路を制したイングランドは、帝国の核となってゆく。

第5章 スチュアート朝期憲政史の意義

第1節 国制と憲政にかかわるできごとの振幅と諸要因の収束

スチュアート朝期の国王の思想と行動には、大きな振れ幅がある。王権の拡大と絶対化を図り、時に議회를頼まない親政を試みる一方で、議会に対する歩み寄りや妥協の姿勢も示している。失政と政略的な行動は、チャールズ1世において処刑という結末を迎え¹¹⁾、共和政後の国王は、議会に対する譲歩と妥協を余儀なくされた。

国王と貴族なき共和的統治の体験も持続しなかった。結局のところ、国王は議会の必要とし、議会は国王を必要とした。これは、混合政体論の持続 (勝利) とみることもできる。ただし、それは、政体循環をともしない「均衡政体」への収束であったと考えられる。混合政体論は、国王と議会の双方にとって論拠となりえた¹²⁾が、均衡点は大幅に議会寄りとなったのである。

国王の必要に応じて召集され、解散される存在であった議会は、議会法により、持続的で自律的な団体となっていった。前例のない多様な議会のあり方を経験する中で、主張すべき権限とその正当化に関する経験を積み、ついには、王権と王位継承を制御するに至った。国制上の古来の諸要素は、歴史的経験の中で変容を遂げた「議会」が主導する形で、法的正当性を得て、安定性を獲得するのである。

第2節 統治・行政に伴う責任

チャールズ1世は、ジェイムズ1世以来の、統治の主体としての行動に終始するばかりではなく、議会との妥協交渉、混合政体論の展開など、多様な政治的行動を見せたが、最終的には、親政による議会軽視、失政と内乱の責任を問われることとなった。特別な法廷手続によるとはいえ、法的に責任を問われた実例として、国王が、統治・行政に対する責任を負うということが示されたことになる。さらに、議会が統治・行政の実権を拡大していくにつれ、国王は、権力に伴う責任から解放され、権威としての責任を負うにとどまる存在となってゆくこととなった。

第3節 クロムウェルと空位期の意義

空位期に行われた国王なき統治の経験は、クロムウェルの軍事的カリスマを大きなよりどころとしていた。イングランドにおける国王軍に対する勝利、アイルランド征服、スコットランド制圧という圧倒的な「実績」は、イングランドを地上の国王から「解放」し、人々を「神による統治」に向かわせるという目的のために成し遂げられたものであったとしても、結果的にクロムウェル自身の神格化、絶対化をもたらすこととなった。解放されたイングランドが新たな地上の王を求めることは、クロムウェルの想定外の展開であった。結局、クロムウェル自身は、Instrument of Governmentによって、Lord Protectorに就任したが、それは、自らを神による統治の道具 (instrument) として、主 (Lord) を守護する役割を果たそうとしたものと考えられることのできるものである¹³⁾。解放後のイングランドは、宮廷と貴族を欠く統治をめぐる迷走し、議会はクロムウェルの期待とは逆にクロムウェルに王位を提案し、軍事的な勝利の大きな基盤となったピューリタニズムの厳格な統治は多くの不満を生むこととなった。加えて、クロムウェルに認められ求められたカリスマは、子のリチャードに継承されることはなく、その位置が王家の血統と国王と議会による統治の伝統にとって代わられることが、イングランドの「解放」となった。

空位期は、国王 (宮廷) と貴族 (貴族院) という、イングランドの統治・国制において主導的な役割を果たしてきた要素を欠く時期であった。そこでは、統治の一元化が可能になったと同時に、必要ともなった。新しい統治組織の構築と実

現は試みられたが、その「新しさ」ゆえに、伝統による正当化ができず、常に、実力による支配の影を伴った。空位期の苦闘は、機能する国制構築の実験と、成文憲法典という、「法的正当性」による統治の試みを遺したが、定着には至らず、憲政史上の例外的事象とされるにとどまる。とは言え、国王と貴族が自明の存在として役割を担わなくとも国は存続するという経験の中で、国王や貴族にどのような役割・機能を求めるべきか、また期待するかという視点が発生し、交渉による「国王選択」ともいべき慣行が生まれたことは画期的であった。

第4節 王政復古から名誉革命期における憲政史の意義

王政復古期以降は、国王の「カリスマ」と国王統治の「伝統」が、主要な国王大権が制限されるという飼いならされた形で利用され、統治の権威を確保しつつ、統治の中心が議会に移り、議会が「法」を掌握していくことで、安定的な統治への道が開かれたといえる。議会は、自律性を高め、国のあり方と方針を定める国制・憲政の中心機関となっていく。議会立法に対する国王の裁可拒否も事実上なされなくなったことで、権力と権威の分化が進み、統治は安定化したと考えられる。

もっとも、国王側からすると、大権は見る影もなく縮減され、議会の出す条件を受け入れなければ王位につけず、王位継承者についても国王が指定することはできなくなったのであるから、憲政・国制上に国王の位置を確保するための代価は非常に大きかった。

第5節 まとめ

スチュアート朝期の一連の過程を通じて、統治にかかわる既存の諸要素が、それぞれの原理で行動していた状態から、一つの国制のパッケージの中に統合されたという意味で、この時期はイングランドにとって大きな意義を有する転換点となったと考えられる。

スチュアート朝前期における国王大権の拡大と親政の試み、ピューリタン革命における王政の廃止と共和政の試み、革命期からスチュアート朝後期を通じての議会の変容と国制上の主導権の獲得という流れは、三王国戦争におけるイングランドの勝利という背景の中で実現された。三王国戦争はまた、フランス、スペイン

ンとの直接間接の戦争とともに、イングランド外部の勢力の内政への影響を排除するという帰結ももたらし、近代国家としてのイングランドの対外的主権性の確立につながった。

国制上の諸要素が均衡点に収束する一方で、人権と国民主権の考え方に基づき、国民の署名を起点とする国民合意という形で憲法を制定しようとする平等派の試みも生まれた。しかし、伝統的国制からはかけ離れた民主政への懐疑と民主政がもたらす混乱への懸念によって、一定の根強い支持にもかかわらず、実現の機会をみることはなかった¹⁴⁾。

国のしくみを実定化する試みは、軍指導部主導の提案要綱の線が残り、平等派の構想とはかけ離れた形で、最終的に統治章典として最初の成文憲法となった。しかし、統治章典は権威ある法として存続することはなかった。成文法(憲法典)に基づいて国の基本を定め、人為によって合理的に統治していくという発想は、後の世に遺され、誕生の地であるイングランドでは眠りにつくこととなる¹⁵⁾。

国のあり方を変える試みとして、ピューリタン革命、共和政、王政復古、名誉革命は、それぞれ意義づけが多様でありうるが、そのいずれも、法的な正当性を確保する試みがなされながらも、実力(軍事力)の裏付けを伴って実現されたことは、確認しておく必要がある。その中で、平等派が、出版活動、議論、署名といった平和的な変革の道筋を主張し、実践したことには、時代を越える普遍的な意義が認められ、憲法の制定・改正のあり方について大きな示唆を与えるものと考えられる¹⁶⁾。

時代を通じた論点であった信仰の自由と政教関係は、国教会制度の「徹底」が失敗したのちも、信仰の自由の保障には至らず、非国教徒の排除は根強く残り、国教会制度を前提とする「寛容」に収束する。カトリック勢力に対する強い恐れと対抗意識、プロテスタント勢力の一翼としての自認が相俟って、イングランドの世俗的統治と表裏一体をなし、統一統治に資する国教会制度が持続したものと思われる。信仰の自由を主張し擁護しようとした勢力が、一方では王とその周辺であり、他方では個人や個々の教会を信仰の単位と考え、国としての統一を考えないピューリタンであったことも、独立した統一国家形成に向かう趨勢には反するものであった¹⁷⁾。

かくして、イングランドは、世俗面で政体(国制)の均衡を得、国教会制度に

よる信仰面の包括を果たして、近代国家としての形を整え、排他的統治領域を確保し、海上覇権を得て、帝国への道をすべりだすのであろう。その後の国制・憲政上の展開の多くは、この時代に根差していると言えよう。

17世紀イングランド憲政史は、現代に連なる国制の均衡点のひとつを見出したが、それは、予定調和的に連続的に形成されたものではなく、諸勢力の様々な方向性が、大きな振幅の中で結果的にたどりついた独自の均衡点であった。その振幅は、現代における憲政の考察にも多くの示唆を与えるものである。加えて、実現されなかった構想を含めてこの時代を研究することで、憲法学上の根本的論点について考察を深めてゆくことを今後の検討課題としたい¹⁸⁾。

【注】

- 1) リチャードソンは、同時代から20世紀に至るイギリス革命に関する論争史を整理している。R.C.Richardson, *The Debate on the English Revolution Revisited*, Routledge, 1977.

わが国では、イギリス革命としての研究が多い。特に信仰面に着目する研究では、ピューリタン革命と称されるようである。本稿は、17世紀イングランドの憲政史の意義について考察を試みるものであるが、当時の情勢を研究するためには、より広い文脈の参照が必要である。大内乱、ピューリタン革命、イギリス革命といったとらえ方は、もっぱらイングランドを対象とする研究のための用語であるが、近年は、三王国戦争といった用語で、イングランド（含ウェールズ）、スコットランド、アイルランドの相関をふまえることが求められている。各地域の宗教的状况、ナショナルティーは、17世紀を通じて、イングランドに影響を及ぼし続けていることから、本稿でも、各地域の動向に触れながら論を進めている。

- 2) 安藤高行は、「憲法闘争とピューリタン革命1～8」を、1970年から1981年にかけて佐賀大学経済論集に発表している。また、『近代イギリス憲法思想史研究 ベーコンからロックへ』（お茶の水書房、1983年）、『一七世紀イギリス憲法思想史』（法律文化社、1993年）によって、憲法思想史研究に貴重な業績を残すとともに憲法学者としても多くの業績がある。

松井幸夫は、イギリス憲法学と憲法史研究を実践する憲法学者であるが、「17世紀イングランド基本法観念の展開—近代憲法観念生成についての一考察1、2」を法学論叢に1976年に発表した後、「近代憲法観念成立についての一考察—基本法から「人民協定」へ」（島大法学22巻1号、p63—88、1978年10月）、「「人民協定」の「憲法的」性質について—平等派の憲法構想とその性格」（島大法学22巻2号、1979年2月）を発表している。

- 3) スチュアート期を単位として、その姿を描き出す研究は枚挙に暇がない。例えば、Christopher Hill, *The Century of Revolution 1603-1714*(Second Edition), Norton, 1980. 研

状況としては、チャールズ1世の処刑までを中心とする狭義のイギリス革命研究、共和政期（大空位期）の研究、王政復古期の研究、名誉革命の研究といった形で、対象を限定する研究が多い。テーマごとに細分化された研究状況は、学派の分散も引き、総括を困難にする状況ともいえる。本稿では、憲政史の動向に関する事実と文書の確認、またその意義づけを目的として、歴史、政治史、憲政史の文脈にかかわる史料と文献をもとに、論を組み立てている。

- 4) 以下、歴史のできごとに関する記述については、編年的な部分では主として以下を参考にしている。Ronald H. Fritze and William B. Robison (ed.), *Historical Dictionary of Stuart England, 1603-1689*, Greenwood, 1996. また、議会史に関する部分については、中村英勝『イギリス議会史（新版）』（有斐閣、1977年）、イギリス法に関する部分については、田中英夫『英米法総論 上』（東京大学出版会、1980年）、を参考とし、イギリス史、イギリス法に関する部分について『英米史辞典』（研究社、2000年）、『英米法辞典』（東京大学出版会、1991年）等を参照・確認している。
- 5) 憲政史および憲政上の諸文書については、以下参照。Sir David Lindsay Keir, *The Constitutional History of Modern Britain since 1485* (ninth edition), A&C Black, 1969. S. R. Gardiner (ed.), *The Constitutional Documents of the Puritan Revolution 1625-1660* (Third Edition), Oxford, 1906.
- 6) マグナ・カルタ、権利請願を始めとするイギリス憲法的文書の研究として、以下が詳細に検討している。児玉誠『イギリス憲法の研究』（お茶の水書房、1988年）。
- 7) 平等派の活動およびそのパンフレットは、同時代のジョージ・トマソン（George Thomason）による文書コレクションの中に多くが遺され、人権、民主主義などの文脈で広く研究されてきている。我が国におけるまとまった研究としては、以下参照。川村大膳『人民協約の研究』（弘文堂、1962年）。研究上は、*Agreement of the People* を人民協約と訳す例が多いが、本稿では、「国民合意」としている。平等派の思想と活動を扱い、パンフレットを集めたものとして、川村前掲のほか、以下参照。Don M. Wolfe, *Leveller Manifestoes of the Puritan Revolution*, Frank Cass, 1967. G. E. Aylmer, *The Levellers in the English Revolution*, Cornell University Press, 1975. Andrew Sharp, *The English Levellers*, Cambridge University Press, 1998.
- 8) パトニー討論については、以下参照。A. S. P. Woodhouse(ed.), *Puritanism and Liberty, Everyman*, 1992. 討論と関連文書の邦訳と解説として、以下参照。大澤麦・澁谷浩（訳）『デモクラシーにおける討論の生誕—ピューリタン革命におけるパトニー討論』（聖学院大学出版会、1999年）。
革命期に軍が主催した一会議の内容が、多くの研究者の関心を集め、取り上げられ続ける理由としては、会議内でのレインバラの「イングランドで最も貧しい人といえども、最も大いなる人と同様に、生きるべき生命を持っている」といった発言と、国のあり方についての議論の記録が残された、という点があげられるが、「国民合意」の最初の文書が提出され、議論されたことが最大の意義と言えよう。
- 9) この時期を扱った研究は多くない。浜林正夫『増補版イギリス市民革命史』（未来社、1971年）参照。
- 10) ジェイムズ2世は、スコットランド王としては、ジェイムズ7世となる。
- 11) もっとも、チャールズ1世は、従容として死に赴き、殉教者として崇敬されるに至ったことから、後の王政復古への道筋を遺したといえる。
- 12) チャールズ1世は、19か条提案への回答で混合政体論に言及し、自論の根拠としてい

るが、それは、王と貴族を除いた共和政（民主政）を否定する趣旨に基づく。ただ、混合政体論に言及することは、国王大権の絶対化が放棄されることにつながる。

- 13) クロムウェル研究は、時代を問わず、国を問わず盛んである。我が国における研究史と研究状況については、以下参照。田村秀夫（編著）『クロムウェルとイギリス革命』（聖学院大学出版会、1999年）。
- 14) その後のチャーティスト運動や社会主義と平等派を関係づける研究もあるが、立憲主義の文脈で国民合意を評価することが重要な課題であると考えられる。
- 15) その後、ベンサムは憲法典の構想を持ち、21世紀に入り、イギリスでも成文憲法典制定の動きがあったが、実現には至らなかった。
- 16) 平等派の運動の詳細な展開については以下参照。友田卓爾『レベラー運動の研究』（溪水社、2000年）。
- 17) 平等派の国民合意においては、良心・信仰の自由の保障が、議会に対しても留保されている国民の権利として第一に挙げられている（川村、前掲、122-123頁）。信仰の自由を始めとする国民共通の権利・自由を、憲法によって設立される統治組織に対する制約原理として掲げる点で、人権思想、近代立憲主義憲法の思考様式と重なっているといえる。国教会制度は、世俗統治の組織とは別の組織として設立運営される点で、「分離」されていると言えるが、国家統治の両輪として、世俗統治と教会統治が表裏一体と考えられる点で、信仰の自由を保障するための政教分離とはまったく異なるものである。その点、国民合意は、政治空間としての国は統一的に構想しつつ、信仰に関しては国に権限を認めず、国の権限を限定することで信仰の自由を確保しようとした点で、政教分離の考え方の重要な先駆である。
- 18) 具体的には、政教分離論、主権論、人権論、憲法制定権力論が考えられる。